

自宅でできる！確定申告 4ステップ

1 必要書類を集めておきましょう

申告前にそろえておきたい書類があります。例えば、**源泉徴収票や保険料控除証明書、医療費の領収書、寄附金の受領証**など、収入や支出の金額などを証明するものです。申告するときには、これらの書類を見て数字を入れることになります。また、証明書として提出するものもありますので、入手したら保管しておきましょう。



申告書や手引き等は、1月中旬から税務署や税務課窓口で取得できます。

2 添付資料の作成も忘れずに

収入の種類や控除の内容によっては、申告書以外に資料を作成し、申告書に添付する必要があります。

- 例1 ■営業・農業・不動産等の収入がある
→売上や経費の内訳を記載する「**収支内訳書**」
- 例2 ■医療費控除を受ける
→医療費をまとめた「**医療費明細書**」

申告時にあわてないように、日頃から帳簿などを付けてまとめておきましょう。



3 いよいよ申告書の作成です

自宅で確定申告する場合に活躍するのが、パソコンやスマホです。国税庁ホームページの「**確定申告書等作成コーナー**」では、画面の案内通りに所得などの金額を正しく入力すれば、自動で計算をして申告書を簡単に作成することができます。いつでも好きな時間に確定申告書が作成できます。

令和3年分の申告書等作成コーナーは、令和4年1月上旬に公開予定。



国税庁ホームページ▲

4 自分に合った提出方法を選択

申告書の作成が済んで、必要な添付資料もそろえたら提出します。提出方法は主に以下の4つです。

- ①税務署に持参
時間外収集箱もあります。
- ②役場税務課窓口や申告会場にある箱に投函
申告期間中に限ります。
- ③郵便で税務署へ郵送
宅配便やメール便は使えません。
- ④e-Taxで送信

家にプリンターがなくても、コンビニ等で印刷することができます。

電子メールのように提出できる「e-Tax」

スマートフォンやパソコンを使用し、印刷せずそのまま送信して提出したい場合は、国税庁の「e-Tax」というシステムを使うことになります。この方法は、還付金が早く振り込まれるなどメリットがあります。方法は2種類あります。

マイナンバーカードが

ある ●マイナンバーカード方式

- ①パソコンを使って申告
パソコンにICカードリーダライタを接続してマイナンバーカードを読み取る、またはスマホでマイナンバーカードを読み取る（2次元バーコード認証）。
- ②スマホを使って申告
読み取りから申告までスマホのみで完結します。

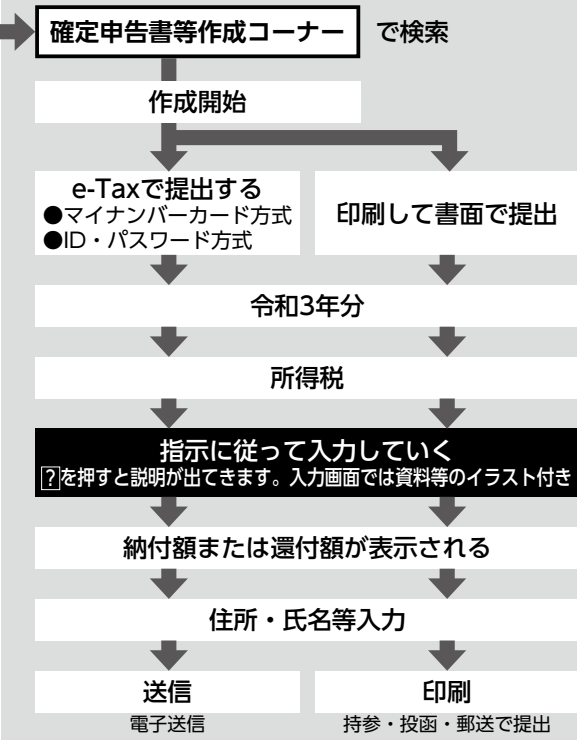
ない ●ID・パスワード方式

申告する前に最寄りの税務署に行き、e-TaxのIDとパスワードを発行してもらいましょう。
※申請時には、職員による本人確認がありますので本人確認書類を持参しましょう。

イータックス



2次元バーコード認証▼



今回は所得税の確定申告の概要についてご紹介しました。確定申告の詳細については、国税庁ホームページや申告の手引きなどをご参照ください。また、町・県民税の申告および申告相談日程については、広報すぎと2月号で詳しくお知らせしますので、そちらをご参照ください。

問合せ 春日部税務署 〒344-8686 春日部市大沼2丁目12番地1 ☎048 (733) 2111 (自動音声)
税務課 町民税担当 内線242・243・436

自宅でできる！確定申告

確定申告の時期が近づいてきました。

新型コロナウイルス感染症による不安が残る中、「混雑した会場に行くのはちょっと」、けど「確定申告は自分でできる自信がない…」。確定申告という言葉だけでも難しそうに感じてしまうかもしれません。

そこで今回は、会場に行くことなく自宅で確定申告を済ませるための手順をまとめました。この機会に、ぜひご自宅での申告にチャレンジしてみてください。



確定申告とは

毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じたすべての所得の金額から所得税の額を計算し、源泉徴収された所得税の額と比べて多ければ還付、少なければ納付することで、精算する手続きのことです。

※源泉徴収って何？

給与や年金の支払い時に支払者があらかじめ所得税を差し引いて納付する制度です。税額は月々の支払明細や源泉徴収票に記載しています。

の合計額		源泉徴収額	
千	円	千	円
所得者の数 (本人を除く。)		非居住者 である	
特 別	その他	徴収の額	
人	人	人	人

主に確定申告が必要な人

- 事業所得や不動産所得がある人
- 一定の年金受給者
 - ・年間400万円を超える金額を受給している（控除内容によっては、受給額に関わらず申告したほうがよい場合もあります（右記参照））。
 - ・公的年金以外に所得があり、その所得が20万円を超える（年金＋給与など）。
- 土地や家屋の売却などによる一時的な収入があった人
収入の額によっては申告が不要な場合もあります。
- 初めての住宅ローン控除を受ける人
2年目以降は会社等での年末調整に提出すれば大丈夫です。
- 一部の会社員
会社員であれば、年末調整という形で会社が申告を行ってくれるため、基本的に申告は必要ありません。しかし、以下のケースに該当する場合は申告が必要です。
 - ・給与で2,000万円を超える場合
 - ・給与以外での所得が20万円を超える場合
 - ・2か所以上から給与をもらっている場合
 - ・年末調整で出し忘れた書類がある、書き漏れをしてしまった項目がある場合
 - ・医療費控除や寄附金控除など、年末調整できない控除がある場合

源泉徴収票を手元に置いて問い合わせてください！

■春日部税務署からのお知らせ

所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場のお知らせ

会場 春日部税務署 1階
期間 1月17日(月)～ 3月15日(火) (土・日・祝を除く※2月20日(日)・27日(日)は開場)
受付時間 8時30分～ 16時 (16時前でも受付を終了する場合があります)
相談時間 9時～

申告会場の入場には、当日配布または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

